

瀬戸市告示第15号



瀬戸市議会3月定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月8日

瀬戸市長 伊藤保徳

- 1 日 時 令和4年2月17日 午前10時
- 2 場 所 瀬戸市議会議事堂

議 案 一 覧 表

第 2 号 議 案	パルティセと空調設備改修工事請負契約の変 更について……………	1
第 3 号 議 案	瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の 一部改正について……………	2
第 4 号 議 案	瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について……………	7
第 5 号 議 案	瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例の制定につい て……………	1 0
第 6 号 議 案	瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正について……………	1 4
第 7 号 議 案	瀬戸市都市環境整備基金条例の制定について……………	2 2
第 8 号 議 案	瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について……………	2 4
第 9 号 議 案	瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可 の基準に関する条例の一部改正について……………	2 6
第 1 0 号 議 案	瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例 の一部改正について……………	2 8
第 1 1 号 議 案	瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部改 正について……………	3 3
第 1 2 号 議 案	令和 3 年度瀬戸市一般会計補正予算（第 1 5 号）……………	別冊
第 1 3 号 議 案	令和 3 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 3 号）……………	別冊
第 1 4 号 議 案	令和 3 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計補正 予算（第 2 号）……………	別冊
第 1 5 号 議 案	令和 3 年度瀬戸市介護保険事業特別会計補正 予算（第 3 号）……………	別冊

第 1 6 号議案	令和 3 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計補 正予算（第 2 号）……………	別冊
第 1 7 号議案	令和 3 年度瀬戸市下水道事業会計補正予算（ 第 3 号）……………	別冊
第 1 8 号議案	令和 4 年度瀬戸市一般会計予算……………	別冊
第 1 9 号議案	令和 4 年度瀬戸市国民健康保険事業特別会計 予算……………	別冊
第 2 0 号議案	令和 4 年度瀬戸市春雨墓苑事業特別会計予算……………	別冊
第 2 1 号議案	令和 4 年度瀬戸市介護保険事業特別会計予算……………	別冊
第 2 2 号議案	令和 4 年度瀬戸市後期高齢者医療特別会計予 算……………	別冊
第 2 3 号議案	令和 4 年度瀬戸市水道事業会計予算……………	別冊
第 2 4 号議案	令和 4 年度瀬戸市下水道事業会計予算……………	別冊
報告第 2 号	専決処分の報告について……………	別紙
報告第 3 号	専決処分の報告について……………	別紙

4 年市長提出第 2 号議案

パルティセと空調設備改修工事請負契約の変更について

令和 3 年 6 月 2 5 日議会の議決を経て締結したパルティセと空調設備改修工事請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

契約金額

変更前 2 4 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円

変更後 2 5 9 , 6 6 4 , 9 0 0 円

(理 由)

この案を提出するのは、パルティセと空調設備改修工事請負契約の金額の変更に伴い、変更契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 5 2 年瀬戸市条例第 1 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求めるため必要があるからである。

4 年市長提出第 3 号議案

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 4 7 年瀬戸市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第 1 条 <省略> <u>(定義)</u> 第 1 条の 2 <u>この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）の例による。</u> 2 <u>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</u> (1) <u>事業系ごみ</u> <u>事業活動に伴って生じた一般廃棄物をいう。</u> (2) <u>家庭系ごみ</u> <u>事業系ごみ以外の一般廃棄物（し尿を除く。）をいう。</u> (3) <u>粗大ごみ</u> <u>家庭系ごみのうち、その大きさが第 4 条の 3 第 1 項に規定するごみ袋に入らないものであって、規則で定めるものをいう</u> 。	(趣旨) 第 1 条 <省略>

<p>(4) <u>資源物 家庭系ごみのうち、第3条の計画に定める資源物をいう。</u></p>	
<p>(事業者の責務)</p>	<p>(事業者の責務)</p>
<p>第2条 事業者は、<u>事業系ごみを自らの責任において適正に処理しなければならない。</u></p>	<p>第2条 事業者は、<u>その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。</u></p>
<p>(一般廃棄物の処理計画)</p>	<p>(一般廃棄物の処理計画)</p>
<p>第3条 市長は、<u>法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。</u></p> <p>2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、<u>その都度告示する。</u></p> <p>(市民の協力義務)</p>	<p>第3条 市長は、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理について、一定の計画を定め、毎年度の初めに告示する。</u></p> <p>2 前項の計画に重要な変更を生じた場合には、<u>そのつど告示する。</u></p> <p>(市民の協力義務)</p>
<p>第4条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、<u>廃棄物の排出を抑制し、再生利用を図り、及び廃棄物を必ず分別して排出するほか、廃棄物の減量及び適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。</u></p> <p>(事業系ごみの排出)</p>	<p>第4条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、<u>その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、可燃物と不燃物を分別して、各別の容器に収納し、市長が規則で定める粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）を所定の場所に集める等市長の指示する方法に従わなければならない。</u></p>
<p>第4条の2 <u>事業者は、事業系ごみを生活環境の保全上支障が生じないよう自ら運搬し、若しくは処分し、又は法第7条第1項に規定する許可を受けた者に運搬させなければならない。</u></p> <p>(家庭系ごみの排出)</p>	
<p>第4条の3 市長は、<u>家庭系ごみの排出の袋として、燃えるごみ及び燃えないごみについてはご</u></p>	

み袋を、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパー（新聞紙、雑誌類、紙パック、段ボール及び汚れた紙類を除く紙類をいう。以下同じ。）については、資源回収袋を指定するものとする。

2 土地又は建物の占有者は、家庭系ごみ（粗大ごみを除く。）の排出の際、燃えるごみ及び燃えないごみについては、それぞれを分別して前項のごみ袋（以下「市指定袋」という。）により、資源物のうちプラスチック製容器包装、古布及びミックスペーパーについては、それぞれを分別して前項の資源回収袋により排出しなければならない。

3 土地又は建物の占有者は、粗大ごみの排出の際には、排出しようとする粗大ごみに粗大ごみ処理券を貼付し、排出しなければならない。

（収集又は運搬の禁止等）

第4条の4 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた家庭系ごみは、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 <省略>

（多量の一般廃棄物）

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる多量の事業系ごみ（し尿等を除く。）は、その事業系ごみの1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

別表（第8条関係）

種類	区分	金額
し尿	<省略>	<省略>
燃えるごみ		45リットルの市指定袋1枚につき

（収集又は運搬の禁止等）

第4条の2 第3条に規定する計画で定める所定の場所に置かれた一般廃棄物は、市長及び市長が指定する者以外の者が収集し、又は運搬してはならない。

2 <省略>

（多量の一般廃棄物）

第7条 法第6条の2第5項の規定により、市長が指示することができる事業活動に伴って生ずる多量の一般廃棄物（し尿等を除く。）は、その一般廃棄物の1日平均排出量が20キログラム以上又は一時的排出量が100キログラム以上のものとする。

別表（第8条関係）

種類	区分	金額
し尿	<省略>	<省略>

		50円 30リットルの市 指定袋1枚につき 30円 20リットルの市 指定袋1枚につき 20円			
<u>燃えな いごみ</u>		40リットルの市 指定袋1枚につき 40円 20リットルの市 指定袋1枚につき 20円			
粗大ご み		<省略>	粗大ご み		<省略>
備考 <u>し尿（従量制に限る。）</u> の手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。			備考 手数料を算出する基礎となる数量が20リットル未満のとき、又はその総量に20リットル未満の端数があるときは、その数量を20リットルとして計算する。		

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、令和5年9月1日から施行する。

（準備行為）

- この条例による改正後の瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による市指定袋及び資源回収袋の作成その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- この条例による新条例別表の規定は、別表の改正規定の施行の日以後

に市長が収集する一般廃棄物に係る手数料に適用し、同日前に市長が収集した一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

(手数料の徴収)

- 4 前項の規定により別表の改正規定の施行の日以後に市長が収集する一般廃棄物（燃えるごみ及び燃えないごみに限る。）に係る手数料については、当該施行の日前においても新条例別表に規定する手数料を徴収することができる。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市一般廃棄物処理費用有料化実施計画（令和4年1月25日策定）で定めた燃えるごみ及び燃えないごみの処理手数料を徴収する等に当たり、瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する条例中必要の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 4 号議案

瀬戸市附属機関設置条例の一部改正について

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市附属機関設置条例の一部を改正する条例

瀬戸市附属機関設置条例（平成 2 5 年瀬戸市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関及び <u>地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）</u> 第 1 4 条の規定に基づく附属機関（以下「附属 機関」という。）の設置については、法律若し くはこれに基づく政令又は他の条例に定めるも ののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(附属機関の設置)</p> <p>第 2 条 市及び公営企業管理者（以下「<u>執行機関</u> <u>等</u>」という。）は、別表<u>執行機関等</u>の欄に掲げ る<u>執行機関等</u>の附属機関として、それぞれ同表 附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関 の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機 関の属する<u>執行機関等</u>が定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 第 1 3 8 条の 4 第 3 項に規定する附属機関（以 下「附属機関」という。）の設置については、 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に 定めるもののほか、この条例の定めるところに よる。</p> <p>(附属機関の設置)</p> <p>第 2 条 市は、別表<u>執行機関</u>の欄に掲げる<u>執行機</u> <u>関</u>の附属機関として、それぞれ同表附属機関の 欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>(委任)</p> <p>第 5 条 この条例に定めるもののほか、附属機関 の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機 関の属する<u>執行機関</u>が定める。</p>

別表（第2条、第3条、第4条関係）

執行機関等	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市地域密着型サービス事業所、介護老人福祉施設等の整備に係る事業者選定委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人福祉施設等に係る事業者及び地域密着型サービス事業者の審査及び選定に関する事務	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	<省略>	<省略>
	瀬戸市下水道事業経営審議会	下水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内
教育委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市学校給食センター運営委員会	<省略>	<省略>
水道事業管理者	瀬戸市水道事業経営審議会	水道事業の経営に関する調査及び審議に関する事務	6人以内

別表（第2条、第3条、第4条関係）

執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会	地域密着型サービス事業所及び介護老人福祉施設の整備に係る事業者となる候補者の選定に関する事務	<省略>
	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市国際未来教育特区学校審議会	<省略>	<省略>
教育委員会	<省略>	<省略>	<省略>
	瀬戸市学校給食センター運営委員会	<省略>	<省略>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸市地域密着型サービス事業所整備及び介護老人福祉施設整備に係る事業者選定委員会の名称及び担当事務を改正し、並びに瀬戸市下水道事業経営審議会及び瀬戸市水道事業経営審議会を設置するに当たり、瀬戸市附属機関設置条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 5 号議案

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例の制定について

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例

わたしたちのまち瀬戸は、千年余の歴史と伝統を有するやきものの産地であり、やきものの代名詞である「せともの」の語源となっています。この背景には、やきものの原料となる良質な粘土や燃料となる樹木などの豊かな自然に恵まれたこと、また、先人たちが新しい技術や文化を積極的に取り入れてきた気質を有していたことなどが挙げられます。このような環境の中で、時代にあわせ常に変化し続けてきた瀬戸焼は、本市の発展の礎を築いた誇るべき郷土の産業であり伝統文化です。

わたしたちは、長い歴史の中で脈々と受け継がれてきた瀬戸焼の産業をはじめ伝統、文化等を守り、育て、次代に引き継いでいかなければなりません。

瀬戸焼の歴史的及び文化的な価値をわたしたち一人一人が認識し誇りと愛着を持つとともに、自らが瀬戸焼を利用し、瀬戸焼とともにある暮らしを享受する中でその魅力を市内外に広く伝えることで瀬戸焼の普及及び発展に資するため、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、瀬戸焼を暮らしに取り入れるため、瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 瀬戸焼 瀬戸市内で製造されるやきもののうち、和洋食器、ノベルティ、花器等の陶磁器製品をいう。
- (2) 瀬戸焼関連事業者 瀬戸市内において瀬戸焼の製造、加工又は販売を行う事業者をいう。
- (3) 市内事業者 瀬戸市内で事業を営む者のうち、瀬戸焼関連事業者以外の事業者をいう。
- (4) 市民 瀬戸市内に居住し、在勤し、又は在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に取り組むよう努めるものとする。

(瀬戸焼関連事業者の役割)

第5条 瀬戸焼関連事業者は、市民及び市内事業者が瀬戸焼に対する理解を深めるための取組を行い、並びに瀬戸焼の利用及び普及の促進に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(市内事業者の役割)

第6条 市内事業者は、瀬戸焼に対する理解を深め、事業活動の中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中で瀬戸焼を利用し、及び瀬戸焼の魅力を市内外に広く発信することにより、市及び瀬戸焼関連事業者の取組に協力するよう努めるものとする。

(配慮)

第8条 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民は、この条例の実施に当たっては、個人の意思及び選択を尊重するよう配慮するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、瀬戸焼を暮らしに取り入れるため瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、基本理念を定めるとともに、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割を明らかにすることにより、瀬戸焼の持続的な発展に資するため必要があるからである。

瀬戸焼で暮らしを楽しもう条例案要綱

この条例は、瀬戸焼の利用及び普及の促進に関し、おおむね次の事項を定めようとするものである。

第1 基本理念について

基本理念を次のとおり規定するもの。（第3条関係）

瀬戸焼の利用及び普及の促進は、瀬戸焼の持続的な発展につながるとともに、産業、観光及び文化の振興等地域の活性化並びに郷土愛の醸成に貢献するものであることから、市民一人一人が瀬戸焼に対する理解を深め、暮らしの中に取り入れ、その魅力を市内外に広く伝えていくことを基本として、市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が相互に連携し、及び協力しながら取り組まなければならない。

第2 市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民の役割について

市、瀬戸焼関連事業者、市内事業者及び市民が、相互に連携し、及び協力しながら瀬戸焼の利用及び普及の促進に取り組むため、それぞれの役割を規定するもの。（第4条から第7条関係）

第3 その他

その他所要の事項を規定し、施行期日を公布の日とするもの。

4 年市長提出第 6 号議案

瀬戸市スポーツ施設条例の一部改正について

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

瀬戸市スポーツ施設条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前		
(開業時間) 第 2 条の 2 施設の開業時間は、次のとおりとする。		(開業時間) 第 2 条の 2 施設の開業時間は、次のとおりとする。		
名称	開業時間	名称	開業時間	
			1 月から 3 月まで、 1 1 月及び 1 2 月	4 月から 1 0 月ま で
窯神グラ ウンド	午前 6 時から午後 6 時まで	窯神グラ ウンド	午前 6 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午後 6 時まで
陶祖グラ ウンド	午前 6 時から午後 6 時まで	陶祖グラ ウンド	午前 6 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午後 6 時まで
南公園グ ラウンド	午前 6 時から午後 9 時まで	南公園グ ラウンド	午前 6 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午後 9 時まで
北グラウ ンド	午前 6 時から午後 6 時まで	北グラウ ンド	午前 6 時から午後 6 時まで	午前 6 時から午後 6 時まで
北テニス コート	午前 7 時から午後 5 時まで	北テニス コート	午前 7 時から午後 5 時まで	午前 7 時から午後 5 時まで
市民公園	午前 6 時から午後 9 時まで	市民公園	午前 6 時から午後 6	午前 6 時から午後

野球場		野球場	時まで	9時まで
市民公園 プール	午前9時から午後5時まで	市民公園 プール		午前9時から午後 5時まで
市民公園 武道館	午前9時から午後9時まで	市民公園 武道館	午前9時から午後9 時まで (日曜日は、午前9 時から午後6時まで)	午前9時から午後 9時まで
市民公園 弓道場	午前9時から午後9時まで	市民公園 弓道場	午前9時から午後9 時まで (日曜日は、午前9 時から午後6時まで)	午前9時から午後 9時まで
市民公園 陸上競技 場	午前9時から午後9時まで	市民公園 陸上競技 場	午前9時から午後5 時まで	午前9時から午後 7時まで
市民公園 Aテニス コート	午前7時から午後9時まで	市民公園 Aテニス コート	午前7時から午後5 時まで	午前7時から午後 9時まで
市民公園 Bテニス コート	午前7時から午後5時まで	市民公園 Bテニス コート	午前7時から午後5 時まで	午前7時から午後 5時まで
瀬戸市体 育館	午前9時から午後9時まで	瀬戸市体 育館	午前9時から午後9 時まで (日曜日は、午前9 時から午後5時まで)	午前9時から午後 9時まで
瀬戸市第 二体育館	午前9時から午後9時まで	瀬戸市第 二体育館	午前9時から午後9 時まで (日曜日は、午前9 時から午後5時まで)	午前9時から午後 9時まで
南ヶ丘野 球場	午前6時から午後6時まで	南ヶ丘野 球場	午前6時から午後6 時まで	午前6時から午後 6時まで
南ヶ丘テ	午前7時から午後5時まで	南ヶ丘テ	午前7時から午後5	午前7時から午後

ニスコー ト		ニスコー ト	時まで	5時まで
南ヶ丘運 動広場	午前6時から午後6時まで	南ヶ丘運 動広場	午前6時から午後6 時まで	午前6時から午後 6時まで
備考				
1 1月から3月まで、11月及び12月の南公園グラウンドの開業時間は、午前6時から午後6時までとする。				
2 1月から3月まで、11月及び12月の日曜日における開業時間は、市民公園野球場が午前6時から午後6時まで、市民公園武道館、市民公園弓道場及び市民公園陸上競技場が午前9時から午後6時まで、市民公園Aテニスコートが午前7時から午後5時まで並びに瀬戸市体育館及び瀬戸市第二体育館が午前9時から午後5時までとする。				
2 <省略> (休業日)		2 <省略> (休業日)		
第2条の3 施設の休業日は、1月1日から同月5日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、市民公園プールにあっては、1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までとする。		第2条の3 施設の休業日は、1月1日から同月5日まで及び12月27日から同月31日までとする。ただし、市民公園プールにあっては、1月1日から6月30日まで及び9月1日から12月31日までとする。		
2 <省略> (使用料)		2 <省略> (使用料)		
第5条 <省略>		第5条 <省略>		
2 使用料は、施設使用料及び設備器具使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。ただし、別表第3に規定のない設備器具使用料は、当該設備器具ごとに1,100円を超えない範囲において、規則で定める額とする。		2 使用料は、施設使用料及び設備器具使用料とし、その額は、別表第2及び別表第3に掲げるとおりとする。		
3 <省略>		3 <省略>		

別表第2 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	
<省略>				
市民公園	1月から3月	<省略>	<省略>	
野球場	11月 及び12月	午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,100	
	午後9時まで			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>				
市民公園	個人使用1人	<省略>	<省略>	
弓道場	1回につき	午後6時から	160	
		午後9時まで		
	個人使用(回数券11枚綴り)	午前9時から	1,100	
		正午まで		
		正午から午後	1,100	
		3時まで		
		午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,600	
		午後9時まで		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
市民公園	トラ	団体使用	午前9時から	1,100
陸上競技場	トラック(11人使用以上で使用する場合をいう。)	午後9時まで		

別表第2 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	
<省略>				
市民公園	1月から3月	<省略>	<省略>	
野球場	11月 及び12月	午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,100	
	午後9時まで			
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
<省略>				
市民公園	個人使用1人	<省略>	<省略>	
弓道場	1回につき	午後6時から	160	
		午後9時まで		
	個人使用(回数券11枚綴り)	午前9時から	1,100	
		正午まで		
		正午から午後	1,100	
		3時まで		
		午後3時から	1,100	
		午後6時まで		
		午後6時から	1,600	
		午後9時まで		
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
市民公園	団体	20人以上	午前9時から	1,100
陸上競技場	トラック(11人以上50人以下)	午後1時まで		
		午後1時から	1,100	
		午後5時まで		
		午後5時から	440	
		午後7時まで		
		51人以上	午前9時から	2,200
		100人以上	午後1時まで	
		以下	午後1時から	2,200
			午後5時まで	
			午後5時から	880
101人以上	午前9時から	3,300		

個人使用 1人1回 につき	午前9時から 午後9時まで	110	
個人使用 (回数券 11枚綴 り)	午前9時から 午後9時まで	1,100	
フィ ール ド使 用	全面	午前9時から 正午まで	6,930
		正午から午後 3時まで	6,930
		午後3時から 午後6時まで	6,930
		午後6時から 午後9時まで	6,930
		午前9時から 正午まで	3,470
		正午から午後 3時まで	3,470
		午後3時から 午後6時まで	3,470
	半面	午後6時から 午後9時まで	3,470
		午前9時から 正午まで	7,260
		正午から午後 3時まで	7,260
		午後3時から 午後6時まで	7,260
		午後6時から 午後9時まで	7,260
		午前9時から 正午まで	7,260
		正午から午後 3時まで	7,260
専用使用	午前9時から 正午まで	7,260	
	正午から午後 3時まで	7,260	
	午後3時から 午後6時まで	7,260	
	午後6時から	7,260	

	以上	午後1時まで	
		午後1時から 午後5時まで	3,300
		午後5時から 午後7時まで	1,320
個人使用1人 1回につき	午前9時から 午後7時まで	110	
専用使用	午前9時から 午後1時まで	4,120	
	午後1時から 午後5時まで	4,120	
	午後5時から 午後7時まで	1,650	

	午後9時まで
<省略>	

備考 <省略>

別表第3 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	点灯時間は、
市民公園	夜間照明	<省略>	<省略>	午後4
野球場	設備	<省略>	<省略>	時から
市民公園	夜間照明	2基につ	110	午後9
陸上競技	設備	き30分		時まで
場		ごと		の間と
市民公園	夜間照明	1面につ	220	する。
Aテニス	設備	き30分		
コート		ごと		

<省略>

市民公園	体操器具	1種目に	110	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。各放送室の使用料は、放送
野球場、		つき		
市民公園				
陸上競技				
場、瀬戸	仮設舞台	一式につ	440	
市体育館		き		
及び瀬戸	舞台用照	一式につ	1,100	
市第二体	明器具	き	0	
育館	放送設備	一式につ	330	
		き		
	マイクロ	1本につ	110	
	フォン	き		
	折りたた	1個につ	10	
	み椅子	き		
	机	1個につ	20	

<省略>			

備考 <省略>

別表第3 (第5条関係)

施設	区分	単位	金額	備考
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	利用期
市民公園	夜間照明	<省略>	<省略>	間は、
野球場	設備	<省略>	<省略>	4月か
		<省略>	<省略>	ら10
				月まで
				とし、
				点灯時
市民公園	夜間照明	1面につ	440	間は、
Aテニス	設備	き1時間		午後6
コート		ごと		時から
				午後9
				時まで
				の間と
				する。

<省略>

瀬戸市体	体操器具	1種目に	110	別表第2の単位欄の時間区分ごとに設備器具使用料を納めるものとする。
育館及び		つき		
瀬戸市第	電光式得	一式につ	550	
二体育館	点掲示器	き		
	仮設舞台	一式につ	440	
		き		
	舞台用照	一式につ	1,100	
	明器具	き	0	
	放送設備	一式につ	550	
		き		
	マイクロ	1本につ	110	
	フォン	き		
	折りたた	1個につ	10	
	み椅子	き		
	机	1個につ	20	

	き		設備の		き		
フローア シート	1枚につ き	10	使用料 を含む		フローア シート	1枚につ き	10
市民公園 野球場放 送室	1室	550	ものと する。				
市民公園 陸上競技 場放送室	1室	110					
瀬戸市体 育館第1 競技場放 送室	1室	550					
瀬戸市第 二体育館 第3競技 場放送室	1室	550					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市スポーツ施設条例（以下「新条例」という。）の規定による施設の使用（同条例第13条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあつては、利用。以下同じ。）の許可に必要な手続その他の行為は、前項の規定の施行の日（以下「施行日」という。）前であっても、これを行うことができる。

(使用料等の徴収)

- 3 前項の規定により施行日前に当該施行日以後の施設の使用の許可を受けた者からは、当該施行日前においても当該許可に係る新条例第5条に

規定する使用料（同条例第13条の規定により指定管理者に当該施設の管理を行わせる場合にあっては、利用料）を徴収することができる。

（理由）

この案を提出するのは、市民公園Aテニスコート照明のLED化及び市民公園陸上競技場の人工芝化に伴い、利用者の利便性向上を図るに当たり、瀬戸市スポーツ施設条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第7号議案

瀬戸市都市環境整備基金条例の制定について

瀬戸市都市環境整備基金条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月17日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市都市環境整備基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づいて行う土地区画整理事業並びに都市の環境整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、瀬戸市都市環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、毎会計年度予算の定めるところによる。

(現金の管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第7条 基金は、第2条に規定する財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、都市計画事業及び土地区画整理事業並びに都市の環境整備及びその促進に関する施策を実施するため、瀬戸市都市環境整備基金を設置するに当たり、基金の管理に関する手続等を定めるため必要があるからである。

4年市長提出第8号議案

瀬戸市手数料徴収条例の一部改正について

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月17日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成12年瀬戸市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種類	金額	種類	金額
<省略>		<省略>	
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料	<省略>	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第7号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、 <u>第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の6第3項第5号イ若しくは第7号イの規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良宅地造成認定申請手数料</u>	<省略>
租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ又は第63条第3項第6号	<省略>	租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第7号ロ、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、 <u>第63条第3項第6号</u>	<省略>

<p>号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料</p>		<p>若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第6号若しくは第7号ロの規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査に係る優良住宅新築認定申請手数料</p>	
<p><省略></p>		<p><省略></p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請するものについて適用し、施行日前に申請したものについては、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、瀬戸市手数料徴収条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第9号議案

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正について

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月17日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成30年瀬戸市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p><u>(1) 次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域において行うこと。</u></p> <p><u>ア 開発区域に、令第29条の9各号に掲げる土地の区域（災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。）を含まないこと。</u></p> <p><u>イ アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p>	<p>(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)</p> <p>第2条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。</p> <p><u>(1) 開発区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p>

<p>(2)から(7)まで <省略></p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。</p> <p>(1) <u>次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域において行うこと。</u></p> <p>ア <u>建築物の新築等を行う土地の区域に、令第29条の9各号に掲げる土地の区域(災害の防止が図られている土地の区域として市長が認める土地の区域を除く。)を含まないこと。</u></p> <p>イ <u>アに掲げるもののほか、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>(2)から(7)まで <省略></p>	<p>(2)から(7)まで <省略></p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第3条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。</p> <p>(1) <u>建築物の新築等を行う土地の区域に、令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域として市長が認める土地の区域を含まないこと。</u></p> <p>(2)から(7)まで <省略></p>
--	---

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)の一部改正に伴い、瀬戸市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。

4年市長提出第10号議案

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部改正について
 瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月17日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
 瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年瀬戸市条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部^{まじく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 <省略></p>	<p>(車線等)</p> <p>第4条 車道（副道、停車帯その他規則で定める部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2から4まで <省略></p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部^{まじく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第6条 <省略></p>

<p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>（停車帯）</p>	<p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p>（停車帯）</p>
<p>第8条 <省略></p> <p>（<u>自転車通行帯</u>）</p>	<p>第8条 <省略></p>
<p>第8条の2 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）</u>には、<u>車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。）</u>に<u>自転車通行帯を設けるものとする。</u>ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	
<p>2 <u>自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）</u>には、<u>安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。</u>ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p>	
<p>3 <u>自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。</u>ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。</u></p>	
<p>4 <u>自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>（自転車道）</p>	<p>（自転車道）</p>
<p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）</u>の道路で設計速度が1時間</p>	<p>第9条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路</u>には、<u>自転車道を道路の各側に設けるものとする。</u>ただし、<u>地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合におい</u></p>

につき60キロメートル以上であるものには、
自転車道を道路の各側に設けるものとする。た
だし、地形の状況その他の特別の理由によりや
むを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種
の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第
3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間
につき60キロメートル以上であるもの（前項
に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑
な交通を確保するため自転車の通行を分離する
必要がある場合においては、自転車道を道路の
各側に設けるものとする。ただし、地形の状況
その他の特別の理由によりやむを得ない場合に
おいては、この限りでない。

3から5まで <省略>
(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4
種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける
道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の
各側に設けるものとする。ただし、地形の状況
その他の特別の理由によりやむを得ない場合に
おいては、この限りでない。

2から4まで <省略>
(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自
転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者
の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道
路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又
は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3
種若しくは第4種第4級の道路には、その各側
に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状
況その他の特別の理由によりやむを得ない場合
においては、この限りでない。

2から5まで <省略>

ては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種
の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第
3種若しくは第4種の道路（前項に規定する道
路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保
するため自転車の通行を分離する必要がある場
合においては、自転車道を道路の各側に設ける
ものとする。ただし、地形の状況その他の特別
の理由によりやむを得ない場合においては、こ
の限りでない。

3から5まで <省略>
(自転車歩行者道)

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4
種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）に
は、自転車歩行者道を道路の各側に設けるもの
とする。ただし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合においては、この限
りでない。

2から4まで <省略>
(歩道)

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自
転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者
の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道
路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又
は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4
級の道路には、その各側に歩道を設けるもの
とする。ただし、地形の状況その他の特別の理
由によりやむを得ない場合においては、この限
りでない。

2から5まで <省略>

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)及び(2) <省略>

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第2項から第4項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によら

定による基準によらないことができる。

ないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、道路構造令（昭和45年政令第320号）の一部改正に伴い、瀬戸市市道の構造の技術的基準を定める条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。

4 年市長提出第 1 1 号議案

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部改正について

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道事業受益者負担金条例（昭和 5 7 年瀬戸市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、<u>公共下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 2 4 条の規定に基づく受益者負担金及び分担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p> <p>(5) <u>区域外流入 瀬戸市下水道条例（昭和 4 5 年瀬戸市条例第 7 号）第 4 条の規定による確認を受けて排水設備を設け、排水区域以外の土地からの汚水（下水道法第 2 条第 1 号に規定する汚水をいう。）を公共下水道へ流入さ</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 5 条の規定に基づき、<u>都市計画事業として執行する下水道事業に係る受益者負担金（以下「負担金」という。）の賦課及び徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(4)まで <省略></p>

<p><u>せることをいう。</u></p>	
<p>(賦課対象区域の決定等)</p>	<p>(賦課対象区域の決定等)</p>
<p>第4条 <省略></p>	<p>第4条 <省略></p>
<p><u>(区域外流入の申請等)</u></p>	
<p>第4条の2 <u>区域外流入をしようとする土地の所有者(地上権等の目的である土地については、その地上権等を有する者)は、市長に申請し、許可を受けなければならない。</u></p>	
<p>(負担金の賦課)</p>	<p>(負担金の賦課)</p>
<p>第5条 <省略></p>	<p>第5条 <省略></p>
<p>2 <省略></p>	<p>2 <省略></p>
<p>3 <u>第1項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金は、前条の規定により市長の許可を受けた日(以下「許可日」という。)現在において、当該許可を受けた者(以下「許可者」という。)に賦課する。</u></p>	
<p>(負担金の額等)</p>	<p>(負担金の額等)</p>
<p>第6条 <省略></p>	<p>第6条 <省略></p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金の額は、許可日現在において許可者が許可を受けた土地の地積に1平方メートル当たり600円を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)から、当該額を20で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に1.695を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、当該額が25万円を超えるときは25万円)を差し引いた額とする。</u></p>	
<p>3 <u>前2項の負担金の額には、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地及び許可者が許可を受けた土地における排水施設の設置に要する費</u></p>	<p>2 <u>前項の負担金の額には、受益者が所有し、又は地上権等を有する土地における排水施設の設置に要する費用は含まれない。</u></p>

<p>用は含まれない。</p> <p><u>4 市長は、第1項及び第2項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額その他必要な事項を当該受益者及び当該許可者に通知しなければならない。</u></p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、区域外流入の土地に係る負担金の納期は、許可日から1月を経過する日までの期間とする。</u></p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <省略></p> <p>(区域外流入に係る準用)</p> <p><u>第12条の2 第10条及び第12条の規定は、区域外流入の土地に係る負担金について準用する。この場合において、同条中「受益者」とあるのは、「許可者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額その他必要な事項を当該受益者に通知しなければならない。</u></p> <p>(負担金の納期)</p> <p>第7条 <省略></p> <p>2 <省略></p> <p>(延滞金)</p> <p>第12条 <省略></p>
---	--

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出するのは、区域外流入の土地に係る負担金について、債権管理を強化する観点から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づく分担金として整理するに当たり、瀬戸市下水道事業受益者負担金条例中所需の事項を改正するため必要があるからである。